

令和7年2月7日

【照会先】  
近畿厚生局滋賀事務所  
所長 小橋 実  
指導課長 生野 徹  
(電話) 077 (526) 8114

## 近畿厚生局滋賀事務所における個人情報の漏えいについて

この度、当局において、次のとおり書類の誤返却による個人情報の漏えい事案が発生しました。

関係者の皆さまに深くお詫びするとともに、再発防止にしっかりと取り組んでまいります。

### 1. 事案の概要

当局滋賀事務所職員が、あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう施術所から滋賀事務所に誤送付された書類を令和7年1月17日に窓口で返却した際、当該施術所とは関係のない訪問看護ステーションの指定に係る書類を混入して返却した。(同月24日、当該施術所開設者からの連絡により誤返却が判明)

誤返却により漏えいした個人情報は、当該訪問看護ステーションの事業者の代表者の「住所」及び「生年月日」並びに勤務看護師の「氏名」である。

### 2. 発生原因

職員は、レターパックにより誤送付された書類を机上にあった当該訪問看護ステーションの書類に重ねてしまい、そのことに気付かないままレターパックと合わせて返却するよう別の職員に手渡したと考えられる。なお、書類を受け取った職員がレターパックに戻し入れた際、ダブルチェックは行われなかった。

### 3. 本事案に関する対応状況

令和7年1月27日、当該施術所を訪問し、謝罪の上、誤って返却した書類を回収し、その後、当該訪問看護ステーションに赴き、代表者と面談の上、謝罪した。

### 4. 再発防止策

書類の返却等を窓口で行う場合であっても、郵送による場合と同様、ダブルチェックを行うとともに、返却する際、相手方に書類の確認を求めるよう徹底を図った。

また、誤送付の防止及び個人情報の管理の重大性について、改めて近畿厚生局内全職員を対象に周知徹底し、職員の意識向上を図ることとする。